

(電子メール施行)

令和 6 年 (2024 年) 1 月 18 日

一般社団法人
姫路薬剤師会 会長 様

姫路市保健所長 毛利 好孝

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利
利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月
三十日とする措置を指定する件等について

平素より本市の保健衛生業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、
貴会会員へ周知していただきますようお願い申し上げます。

(担当)

〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

姫路市保健所 総務課 平松

TEL : 079-289-1631 FAX : 079-289-0099

E-mail : hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp